

食料自給総合対策調査特別委員会 参考人招致について

2月9日（金）

13：00～オンライン

（参考人）

■農林水産省 大臣官房政策課

大臣官房参事官（食料安全保障） こさかのぶゆき 小坂 伸行 氏

食料・農業・農村基本法（以下、現行基本法）は、平成11年に制定され約四半世紀が経過し、その間、国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化など、農業構造が大きく変化し、さらに昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が変化してきている。

このため現在、農林水産省では現行基本法を検証し、見直しに向けた議論を行い、令和6年の通常国会への改正法案提出に向けて、さらなる検討を進めているところである。

そこで、現行基本法の見直しに際して、次の視点における改正ポイントについての意見を聴取する。

- ・食料自給率の位置づけについて
- ・食料の安定供給について
- ・食料自給力の向上に向けて地方が取り組むこと
- ・農業の後継者・担い手の確保について